

京都市告示第239号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年7月15日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
 供用開始の期日       告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上賀茂経131号線	北区上賀茂東上之段町19番地の4地先から 同区上賀茂中ノ坂町12番地の1地先まで	旧	メートル 34.70	メートル 0.80 ~ 1.20
		新	34.70	4.00 ~ 5.00
上賀茂緯45号線	北区上賀茂東上之段町19番地の11地先から 同町19番地の1地先まで	旧	20.00	1.00 ~ 1.30
		新	20.00	1.82 ~ 5.00
南第一経18号線	南区八条内田町44番地の4地先から 同区唐橋高田町56番地地先まで	旧	244.90	9.10 ~ 9.35
		新	244.90	9.04 ~ 16.80
鳴滝経67号線	右京区鳴滝宇多野谷45番地地先から 同町9番地の9地先まで	旧	16.60	3.40 ~ 4.10
		新	16.60	4.20 ~ 11.10

鳴滝緯1号線	右京区鳴滝泉谷町4番地地先内	旧	8.40	3.80
		新	8.40	3.26 ~ 7.40

(建設局土木管理部道路明示課)